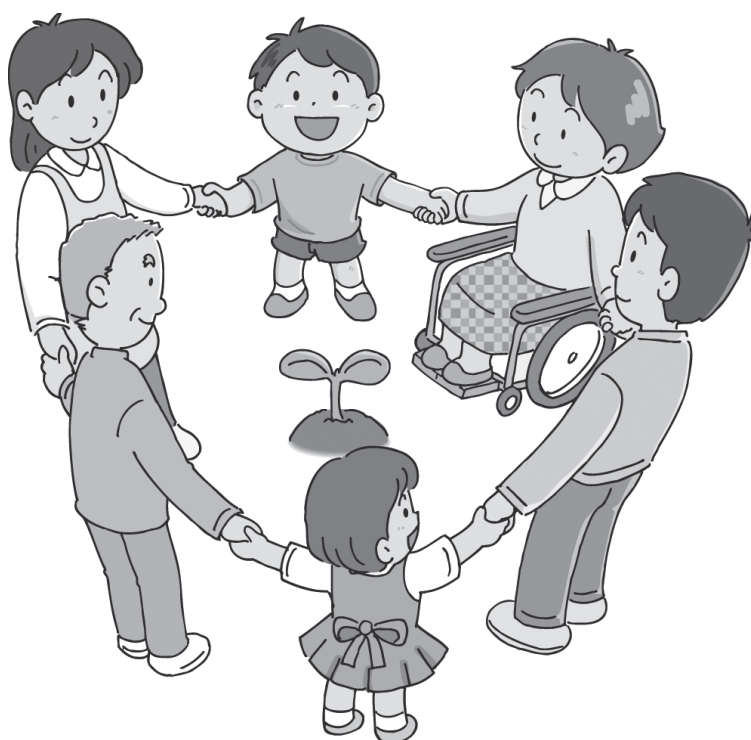


第6期 にかほ市障害福祉計画

第2期 にかほ市障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)



令和3年3月

にかほ市

《目 次》

第 6 期 にかほ市障害福祉計画

第 2 期 にかほ市障害児福祉計画

第 1	計画策定にあたって	1
	1. 計画策定の背景と趣旨	1
	2. 計画の位置づけ	1
	3. 計画の期間	1
第 2	障害福祉サービスの利用状況	3
	1. にかほ市の障がい者の状況	3
	(1)障がい者数の推移	3
	(2)障がい別・等級別の状況	3
	2. 障害福祉サービスの利用実績	5
	(1)訪問系サービス	5
	(2)日中活動系サービス	6
	(3)居住系サービス	7
	(4)相談支援	7
	(5)障害児通所支援等	7
第 3	障害福祉サービス等の数値目標	8
	1. 施設入所者の地域生活への移行	8
	2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	9
	3. 地域生活支援拠点等の整備	9
	4. 福祉施設から一般就労への移行等	10
	5. 障がい児支援の提供体制の整備等	11
	6. 相談支援体制の充実・強化等	12
	7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	12
第 4	障害福祉サービス等（自立支援給付）の必要見込量	13
	1. 訪問系サービス	15
	2. 日中活動系サービス	16
	3. 居住系サービス	17
	4. 相談支援	18
	5. 障害児通所支援等	18
第 5	施策の展開	19
	1. 地域生活支援事業	19
	(1)相談支援事業	19
	(2)成年後見制度利用支援事業	19

(3)コミュニケーション支援事業	20
(4)日常生活用具給付等事業	20
(5)手話奉仕員養成研修事業	21
(6)移動支援事業	21
(7)日中一時支援事業	21
(8)自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成事業	22
2. 保健・医療支援	22
(1)体制の充実	22
(2)医療費などの助成の実施	22
3. 教育の充実	22
(1)障がい児支援の提供体制の確保	22
(2)保育所等における障がい児の受け入れ状況	23
(3)特別支援教育	23
4. 就労の促進	24
(1)就労環境の整備促進	24
(2)就労相談の充実	24
(3)地域活動支援センターの整備	24
(4)更生訓練費助成事業	24
5. 生活環境整備の促進	24
(1)福祉のまちづくりの啓発	24
(2)住まいづくりの促進	24
6. その他の支援事業	25
(1)交通費助成	25
(2)市独自軽減事業	25
(3)人工内耳用電池等購入費助成事業	25
(4)在宅知的障害者健康診査事業	25
(5)重度障害者移送費給付事業	26
(6)権利擁護の推進	26
(7)障がい者虐待の防止	26
(8)障がい者への理解促進及び差別解消	26
7. 精神科病院から移行促進	27
(1)精神科病院の入院状況	27
8. 福祉から一般就労への移行促進	28
(1)就労継続支援事業所から一般就労への移行者数	28
第6 計画の管理	29

***** 本計画の「障害」の表記について *****

「障がい」または「障害」の表記については、法令、例規等の名称及び条文の引用による記載や、それらに規定される制度、事業等の名称や固有名詞を除き、「障がい」と表記しています。

第1 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者基本法を踏まえた基本理念の創設や目的規定の見直し、制度の谷間を埋めるべく障がい者の範囲に難病等を加えるなどの見直し、障害支援区分への名称・定義の改正及び障がい者に対する支援の見直し等が行われ、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実をはじめとする障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援する新たな障害保健福祉施策が定められました。

また、平成30年4月に施行された障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律においては、障がいのある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用促進のための見直しを行うと共に、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としました。

本市においては、平成18年度から3年毎に「障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備・充実を図り、地域の要望を吸い上げながら、市独自の福祉支援策も講じてきたところです。

今回、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の計画期間が令和2年度（2020年度）で終了することから、市民のニーズ、これまでの実績や直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、障がいを持つ方々が、地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、サービス提供基盤の一層の整備推進を図るものとし、令和3年度を始期とする、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

平成29年度を始期とする「第3期にかほ市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定された市町村基本計画にあたります。

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める「第6期にかほ市障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に定める「第2期にかほ市障害児福祉計画」を一体的に策定するもので、本市における障がい福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量、児童福祉法に基づくサービスの見込み量、その確保のための方策等を定めます。

3. 計画の期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、3年を1期として策定することが基本指針により定められています。このため、本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3ヵ年とします。

第2次にかほ市総合発展計画

(前期基本計画)

快適に
暮らせるまち

子育て
しやすい
まち

高齢者が
元気なまち

若者に魅力の
あるまち

夢あるまち 豊かなまち 元気なまち
住みたいまち にかほ

人と文化が
豊かなまち

稼ぐ力が強い
まち

市民と行政が
協働でつながる
まち

にかほ市地域福祉計画

健康にかほ21計画

高齢者支援計画

障害者計画

子ども・子育て支援事業計画

にかほ市障害福祉計画及び障害児福祉計画

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 障害福祉サービスまたは相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ③ その他の障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関する必要な事項
- ④ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ⑤ 障害児通所支援及び障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

第2 障害福祉サービスの利用状況

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用及び提供の実績等をもとに、本計画の数値の見直しを行います。

1. にかほ市の障がい者の状況

(1) 障がい者数の推移

障がい者数の推移（人）

※各年度末現在の人数。「障がい児」は18歳未満

年度	身体障がい者	知的障がい者	知的障がい児	精神障がい者	計
平成29年度	1,154	170	33	576	1,933
平成30年度	1,154	175	33	591	1,953
令和元年度	1,132	178	34	566	1,910

にかほ市の平成29年度から令和元年度にかけての障がい者数の推移をみると、23人（▲1.19%）の減となっています。障がいの種別では、「身体」が22人（▲1.91%）、「精神」が10人（▲1.74%）と大きく減少しております。「知的障がい者」は8人の増、「知的障がい児」は1人の増となっております。（精神障がい者は県統計資料より）

(2) 障がい別・等級別の状況

①身体障害者手帳所持者の状況（人）

年度	障がい別									計
	視覚	聴覚 平衡機能	音声 言語 そしゃく	肢体 不自由	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱 直腸 小腸	免疫 肝臓	
平成29年度	55	74	16	681	183	51	27	64	3	1,154
平成30年度	53	78	17	684	177	53	30	59	3	1,154
令和元年度	54	76	18	656	176	54	35	59	4	1,132

身体障害者手帳の所持者は、令和元年度末現在1,132人で、障がいの種類ごとに見ると、「肢体不自由」が656人で58.0%を占め、次いで「心臓」15.5%、「聴覚・平衡機能」6.71%となっています。

②身体障害者手帳所持者等級別の状況（人）

年度	等級別							性別		
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	男	女	計
平成29年度	322	183	234	296	55	64	1,154	526	628	1,154
平成30年度	324	185	223	287	59	76	1,154	539	615	1,154
令和元年度	309	185	230	272	58	78	1,132	530	602	1,132

等級別では、令和元年度末現在「1級・2級」が合わせて494人（43.6%）、「3級・4級」が502人（44.3%）、および「5級・6級」は136人（12.0%）となっています。

③療育手帳所持者の状況（人）

年度	施設利用	在宅	障がい程度別内訳					男女別内訳		計
			軽度	中度	重度	最重度	重症心身	男	女	
平成29年度	118	85	69	48	57	26	3	125	78	203
平成30年度	119	89	77	47	55	26	3	130	78	208
令和元年度	127	85	79	50	52	28	3	132	80	212

療育手帳の所持者については、令和元年度末現在、施設利用者の割合が59.9%、在宅者の割合が40.1%と、施設利用者の割合が多くなっています。障がいの程度別では、「軽度」が一番多く79人（37.3%）、続いて「重度」52人（24.5%）、「中度」50人（23.6%）、「最重度」28人（13.2%）、「重症心身」3人（1.4%）となっています。

④精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（人）

年度	1級	2級	3級	計
平成29年度	29	77	24	130
平成30年度	31	79	23	133
令和元年度	28	84	30	142

精神障害者保健福祉手帳所持者については、令和元年度末現在、3年間で12人（9.23%）増加しています。等級別では、「2級」が59.2%で一番多く、次に「3級」が21.2%となり、「1級」が19.7%となっています。

⑤精神障がい者の状況（人）

県統計資料より

受療形態別障がい者数	措置入院	医療保護入院	入院小計	自立支援医療（精神通院）	在宅及び任意入院	在宅小計	計
平成29年度	0	57	57	234	285	519	576
平成30年度	0	52	52	274	265	539	591
令和元年度	0	47	47	253	266	519	566

精神障がい者については、医療保護入院が令和元年度は47人（8.3%）と年々減少傾向です。自立支援医療による通院者は3年間で19人（8.12%）増加しており、在宅及び任意入院では19人（6.67%）減少しております。また、令和元年度の精神障がい者566人の内、精神保健福祉手帳の所持者は142人で25.1%で、そのうち等級別では「2級」が84人（59.2%）で最も多くなっています。

⑥身体・知的障がい者（児）の施設入所状況（人）

	障害者支援施設	老人関係施設	障害児入所施設	救護施設	計
平成29年度	58	79	2	4	143
平成30年度	57	74	3	4	138
令和元年度	65	86	4	4	159

2. 障害福祉サービスの利用実績

平成 29 年度から令和元年度にかけての障害福祉サービスの利用実績を比較しました。

訪問系サービスでは、身体、知的、精神障がい者すべてにおいて、利用人数に大きな変動はないものの、利用時間は増加傾向にあります。特に身体の重度訪問介護、知的、精神障がい者の居宅介護の利用時間が増加しています。

日中活動系サービスでは、就労継続支援B型事業所の利用人数・利用時間が大きく伸びています。就労継続支援B型事業所の利用人数・利用時間は今後も増加することが見込まれます。また、令和元年に就労移行支援事業所が圏域内に開設されており、一般企業等への就労を希望する障がい者に、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行い、一般就労等への移行のための支援を行っております。

居住系サービスでは、平成28年8月に市内に初めて共同生活援助事業所を開設した事業所が、平成30年に増設しております。これにより、利用人数・利用時間が増加しています。

(1) 訪問系サービス

		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
身 体	居宅介護	12 人	1,116 時間	10 人	1,065 時間	8 人	937 時間
	重度訪問介護	1 人	56 時間	1 人	171 時間	1 人	359 時間
	行動援護	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
	重度障害者等包括支援	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
知 的	居宅介護	6 人	2,206 時間	6 人	2,851 時間	10 人	3,130 時間
	重度訪問介護	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
	行動援護	1 人	27 時間	1 人	29 時間	1 人	23 時間
	重度障害者等包括支援	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
精 神	居宅介護	10 人	2,038 時間	10 人	2,449 時間	9 人	2,732 時間
	重度訪問介護	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
	行動援護	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
	重度障害者等包括支援	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
合 計	居宅介護	28 人	5,360 時間	26 人	6,365 時間	27 人	6,799 時間
	重度訪問介護	1 人	56 時間	1 人	171 時間	1 人	359 時間
	行動援護	1 人	27 時間	1 人	29 時間	1 人	23 時間
	重度障害者等包括支援	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間

(2) 日中活動系サービス

		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		
身体	生活介護	27 人	5,153 日	27 人	5,655 日	26 人	5,913 日	
	自立 訓練	機能訓練	0 人	0 日	0 人	0 日	0 人	0 日
		生活訓練	0 人	0 日	0 人	0 日	0 人	0 日
		宿泊型自立訓練	0 人	0 日	0 人	0 日	0 人	0 日
	就労移行支援	0 人	0 日	0 人	0 日	0 人	0 日	
	就労継続支援A	1 人	66 日	0 人	0 日	0 人	0 日	
	就労継続支援B	11 人	2,119 日	11 人	2,278 日	10 人	1,951 日	
知的	生活介護	64 人	15,068 日	65 人	14,804 日	62 人	14,634 日	
	自立 訓練	機能訓練	0 人	0 日	0 人	0 日	0 人	0 日
		生活訓練	1 人	255 日	1 人	112 日	1 人	132 日
		宿泊型自立訓練	0 人	0 日	0 人	0 日	0 人	0 日
	就労移行支援	0 人	0 日	0 人	0 日	0 人	0 日	
	就労継続支援A	0 人	0 日	0 人	0 日	0 人	0 日	
就労継続支援B	39 人	7,771 日	42 人	8,382 日	45 人	9,304 日		
精神	生活介護	0 人	0 日	1 人	84 日	3 人	435 日	
	自立 訓練	機能訓練	0 人	0 日	0 人	0 日	0 人	0 日
		生活訓練	6 人	1,035 日	8 人	826 日	4 人	233 日
		宿泊型自立訓練	2 人	452 日	1 人	268 日	0 人	0 日
	就労移行支援	0 人	0 日	0 人	0 日	3 人	165 日	
	就労継続支援A	2 人	156 日	0 人	0 日	0 人	0 日	
就労継続支援B	25 人	3,545 日	29 人	4,853 日	34 人	5,193 日		
合計	生活介護	91 人	20,221 日	93 人	20,543 日	91 人	20,982 日	
	自立 訓練	機能訓練	0 人	0 日	0 人	0 日	0 人	0 日
		生活訓練	7 人	1,290 日	9 人	938 日	5 人	365 日
		宿泊型自立訓練	2 人	452 日	1 人	268 日	0 人	0 日
	就労移行支援	0 人	0 日	0 人	0 日	3 人	165 日	
	就労継続支援A	3 人	222 日	0 人	0 日	0 人	0 日	
	就労継続支援B	75 人	13,435 日	82 人	15,513 日	89 人	16,448 日	
療養介護	6 人	1,884 日	7 人	2,521 日	8 人	2,882 日		
身体	短期入所	1 人	162 日	3 人	357 日	2 人	324 日	
知的		9 人	378 日	7 人	328 日	10 人	238 日	
精神		0 人	0 日	0 人	0 日	0 人	0 日	
合計		10 人	540 日	10 人	685 日	12 人	562 日	

(3) 居住系サービス

		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
身 体	共同生活援助	0 人	0 日	0 人	0 日	0 人	0 日
	施設入所支援	22 人	6,804 日	23 人	7,863 日	25 人	8,401 日
知 的	共同生活援助	14 人	3,447 日	15 人	3,624 日	16 人	4,180 日
	施設入所支援	36 人	12,638 日	34 人	11,761 日	34 人	11,587 日
精 神	共同生活援助	1 人	239 日	3 人	281 日	2 人	506 日
	施設入所支援	0 人	0 日	0 人	0 日	0 人	0 日
合 計	共同生活援助	15 人	3,686 日	18 人	3,905 日	18 人	4,686 日
	施設入所支援	58 人	19,442 日	57 人	19,624 日	59 人	19,988 日

(4) 相談支援

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
計画相談支援	186 人	延 459 人	195 人	延 424 人	203 人	延 501 人

(5) 障害児通所支援等

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
児童発達支援	4 人	152 日	2 人	87 日	3 人	23 日
放課後等デイサービス	2 人	14 日	2 人	15 日	3 人	60 日
保育所等訪問支援	0 人	0 日	0 人	0 日	0 人	0 日
障害児相談支援	3 人	延 5 人	3 人	延 6 人	3 人	延 7 人

第3 障害福祉サービス等の数値目標

障害者総合支援法の基本理念である「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」するため、「地域生活への移行」や「就労の支援」及び「障がい児への支援」について、国が定める「基本指針」に基づき、「施設入所者の地域生活への移行」「地域生活支援拠点等の整備」「障がい児支援の提供体制の整備」等に関する令和5年度における数値目標を定めます。

1 施設入所者の地域生活への移行

①令和元年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

令和5年度末の目標値	2人
------------	----

目標値設定に当たっての考え方	下記国指針を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの間、令和元年度末時点のにかほ市の障害者支援施設入所者(65人)の4パーセントである2人を地域生活に移行する者の数として設定する。
国指針 (目標値設定に当たっての指針)	令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の障害者支援施設入所者の6パーセント以上が地域生活へ移行することとする。

②令和元年度末時点と比較した施設入所者の減少数

令和5年度末の目標値	1人
------------	----

目標値設定に当たっての考え方	下記国指針を踏まえ、令和元年度末時点のにかほ市の障害者支援施設入所者(65人)の1.6パーセントである1人を障害者支援施設入所者の減少数として設定する。
国指針 (目標値設定に当たっての指針)	令和5年度末の障害者支援施設入所者数を令和元年度末時点の障害者支援施設入所者から1.6パーセント以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

令和5年度末の目標値	設置
------------	----

目標値設定に当たっての考え方	下記国指針を踏まえ設定する。
国指針 (目標値設定に当たっての指針)	令和5年度末までに、各市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

②精神病床における早期退院率

令和5年度末の目標値	① 入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上とする。
	② 入院後6ヶ月時点の退院率を86%以上とする。
	③ 入院後1年時点の退院率を92%以上とする。

目標値設定に当たっての考え方	下記国指針を踏まえ設定する。
国指針 (目標値設定に当たっての指針)	入院中の精神障がい者の退院に関する令和5年度における目標値を以下のように設定する。 ①入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上とする。 ②入院後6ヶ月時点の退院率を86%以上とする。 ③入院後1年時点の退院率を92%以上とする。

3 地域生活支援拠点等の整備

令和5年度末の目標値	面的整備型
------------	-------

目標値設定に当たっての考え方	下記国指針を踏まえ、にかほ市障がい者基幹相談支援センターを核とし、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の体制の充実を図る。
国指針 (目標値設定に当たっての指針)	障がい者の地域での生活を支援する地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

4 福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援事業所等を通じて、令和5年度中に一般就労する者の数

令和5年度末の目標値	3人
------------	----

目標値設定に当たっての考え方	下記国指針を踏まえ、にかほ市では福祉施設利用者のうち令和5年度中の一般就労移行者数を、令和元年度実績（3人）の1.27倍以上とする。福祉施設：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援
国指針 (目標値設定に当たっての指針)	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とし設定する。

②就労定着支援事業の利用者数【新規】

令和5年度末の目標値	1人
------------	----

目標値設定に当たっての考え方	下記国指針に関わらず、にかほ市には就労定着支援事業所がなく、令和元年度末における利用実績がないため、1人と設定する。
国指針 (目標値設定に当たっての指針)	令和5年度末における就労定着支援事業の利用者数を令和元年度末における利用者数の7割以上増加することを目指す。

③就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数【新規】

市内に就労定着支援事業所がないため、目標値は設定しない。



5 障がい児支援の提供体制の整備等

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

令和5年度末の目標値	1箇所
------------	-----

目標値設定に当たっての考え方	下記国指針に基づき、にかほ市では障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
国指針 (目標値設定に当たっての指針)	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置し、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末の目標値	1箇所
------------	-----

目標値設定に当たっての考え方	下記国指針に基づき、にかほ市では障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
国指針 (目標値設定に当たっての指針)	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置【一部新規】

令和5年度末の目標値	設置
------------	----

目標値設定に当たっての考え方	下記国指針に基づき、にかほ市では障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
国指針 (目標値設定に当たっての指針)	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

6 相談支援体制の充実・強化等【新規】

令和5年度末の目標値	体制の確保
------------	-------

目標値設定に当たったの考え方	下記国指針に基づき、にかほ市障がい者基幹相談支援センターを核とし、相談支援体制の強化を図る。
国指針 (目標値設定に当たったの指針)	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とし、それらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築【新規】

令和5年度末の目標値	①研修参加人数	1人以上
	②審査結果の分析・活用	体制の構築

目標値設定に当たったの考え方	下記国指針に基づき実施する。
国指針 (目標値設定に当たったの指針)	①令和5年度末までに、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
	②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無の見込みを設定する。

第4 障害福祉サービス等（自立支援給付）の必要見込量

【障害福祉サービスの種類】

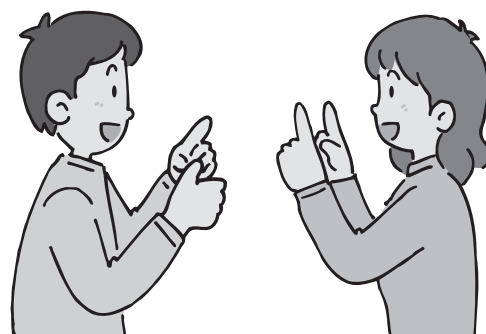
訪問系サービス	サービス内容・対象者等
① 居宅介護	自宅での入浴、排泄又は食事の介護などを行います。
② 重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者もしくは精神障がい者で、常に介護を必要とする人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的にを行います。
③ 同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に必要な情報の提供、移動の援護等を行います。
④ 行動援護	知的・精神障がいにより行動上著しい困難のある障がい者（児）を対象に、危険を回避するための援護や外出時の移動を支援します。
⑤ 重度障害者包括支援	常時介護を必要とする重度障がい者（児）に居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

日中活動系サービス	サービス内容・対象者等
① 生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間に入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
② 機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
③ 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
④ 就労継続支援A・B	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 【A型：雇用型（65歳未満）、B型：非雇用型】
⑤ 就労定着支援 （平成30年度から新設）	就労支援移行等の利用を経て一般就労に移行した人に、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
⑥ 療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
⑦ 短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め障害者支援施設などで、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

居住系サービス	サービス内容・対象者等
① 共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
② 施設入所支援	施設入所者に夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

相談支援	サービス内容・対象者等
① 計画相談支援	障害福祉サービスを利用するために、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案しサービス等利用計画を作成します。また定期的なモニタリングを行い、サービス等利用計画を見直します。

障害児通所支援等	サービス内容・対象者等
① 児童発達支援	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
② 医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹機能の障がいのある児童に対し、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
③ 放課後等デイサービス	就学している児童に対し、放課後又は休校日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などを行います。
④ 保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
⑤ 障害児相談支援	障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス利用計画を作成します。



1 訪問系サービス

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
身体	居宅介護	6人	1,414時間	7人	1,650時間	8人	1,886時間
	重度訪問介護	1人	2,465時間	1人	2,465時間	1人	2,465時間
	行動援護	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	重度障害者等包括支援	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
知的	居宅介護	10人	2,385時間	11人	2,624時間	12人	2,862時間
	重度訪問介護	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	行動援護	1人	26時間	1人	26時間	1人	26時間
	重度障害者等包括支援	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
精神	居宅介護	9人	2,873時間	10人	3,193時間	11人	3,512時間
	重度訪問介護	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	行動援護	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	重度障害者等包括支援	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	居宅介護	25人	6,672時間	28人	7,467時間	31人	8,260時間
	重度訪問介護	1人	2,465時間	1人	2,465時間	1人	2,465時間
	行動援護	1人	26時間	1人	26時間	1人	26時間
	重度障害者等包括支援	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間

地域生活への移行促進のため、住居の確保とともに、居宅介護など訪問系サービスの需要が高まることから、利用人数・時間の増加が見込まれます。

障がいのある人とその家族が安心して暮らせるよう、サービス提供体制の充実に努めます。

2 日中活動系サービス

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
身体	生活介護	26人	5,768日	27人	5,990日	28人	6,212日
	機能訓練	0人	0日	0人	0日	0人	0日
	生活訓練	0人	0日	0人	0日	0人	0日
	宿泊型自立訓練	0人	0日	0人	0日	0人	0日
	就労移行支援	1人	129日	1人	129日	1人	129日
	就労継続支援A	0人	0日	0人	0日	0人	0日
	就労継続支援B	8人	1,647日	9人	1,853日	10人	2,059日
知的	生活介護	63人	14,933日	65人	15,408日	67人	15,882日
	機能訓練	0人	0日	0人	0日	0人	0日
	生活訓練	1人	149日	1人	149日	1人	149日
	宿泊型自立訓練	0人	0日	0人	0日	0人	0日
	就労移行支援	0人	0日	0人	0日	0人	0日
	就労継続支援A	0人	0日	0人	0日	0人	0日
	就労継続支援B	44人	9,761日	46人	10,205日	48人	10,649日
精神	生活介護	3人	482日	3人	482日	3人	482日
	機能訓練	0人	0日	0人	0日	0人	0日
	生活訓練	4人	297日	5人	372日	6人	446日
	宿泊型自立訓練	0人	0日	0人	0日	0人	0日
	就労移行支援	4人	222日	5人	278日	6人	333日
	就労継続支援A	0人	0日	0人	0日	0人	0日
	就労継続支援B	38人	6,298日	41人	6,796日	44人	7,293日
合計	生活介護	92人	21,183日	95人	21,880日	98人	22,576日
	機能訓練	0人	0日	0人	0日	0人	0日
	生活訓練	5人	446日	6人	521日	7人	595日
	宿泊型自立訓練	0人	0日	0人	0日	0人	0日
	就労移行支援	5人	351日	6人	407日	7人	462日
	就労継続支援A	0人	0日	0人	0日	0人	0日
	就労継続支援B	90人	17,706日	96人	18,854日	102人	20,001日
療養介護		8人	2,938日	8人	2,938日	8人	2,938日
身体	短期入所	2人	213日	3人	320日	4人	426日
知的		5人	233日	6人	280日	7人	327日
精神		0人	0日	0人	0日	0人	0日
合計		7人	446日	9人	600日	11人	753日

相談支援体制の充実によって、利用者ニーズが増加しており、日中活動系サービスの必要量については増加傾向にあります。特に、地域内における新たな事業所の開設や定員増などにより、就労移行支援、就労継続支援（B型）については、さらに増加していくことが見込まれます。

就労については、障がい者の個々の特性に配慮した支援が必要なため、事業者や関係機関と連携しながらサービスの充実を図ります。

3 居住系サービス

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
身 体	共同生活援助	0人	0日	0人	0日	0人	0日
	施設入所支援	24人	8,201日	24人	8,201日	24人	8,201日
知 的	共同生活援助	16人	4,598日	18人	5,173日	20人	5,748日
	施設入所支援	33人	11,618日	33人	11,618日	33人	11,618日
精 神	共同生活援助	3人	840日	5人	1,400日	7人	1,960日
	施設入所支援	0人	0日	0人	0日	0人	0日
合 計	共同生活援助	19人	5,438日	23人	6,573日	27人	7,708日
	施設入所支援	57人	19,819日	57人	19,819日	57人	19,819日

グループホーム整備見込数

令和3年度	令和4年度	令和5年度
3箇所	4箇所	4箇所

介助者・保護者の高齢化、入院者や施設入所者の地域への移行方針に基づき、精神科病院や入所施設と連携を図りながら、病院・施設からグループホーム等、地域生活への移行を促進することにより、グループホームの需要が高まることが見込まれます。相談支援事業所との連携によりニーズを把握するとともに、グループホームの空き状況等の情報を提供することで体験利用の機会を確保できるよう努めます。

また、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、施設の整備に加え、生活支援や就労支援なども複合的に求められるため、状況に応じて事業者との調整を図ります。

4 相談支援

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
計画相談支援	209人	延644人	218人	延670人	226人	延697人

計画相談支援については、障害福祉サービスの支給決定者数の増加に伴う利用人数の増加と、制度改正によるモニタリング実施標準期間の見直しにより、延人数の増加が見込まれます。「にかほ市障がい者基幹相談支援センター」を中心とした相談支援ネットワークの形成や相談支援専門員の質の向上により、地域全体の相談支援体制の強化を図ります。

5 障害児通所支援等

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
児童発達支援	4人	80日	5人	100日	6人	120日
放課後等デイサービス	3人	57日	4人	76日	5人	95日
保育所等訪問支援	0人	0日	0人	0日	0人	0日
障害児相談支援	7人	延14人	9人	延18人	11人	延22人

障がい児が必要な支援を受けることができるよう、利用ニーズに対応した支援体制の充実に努めます。



第5 施策の展開

1. 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
基幹相談支援センター設置数	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
相談支援事業所数	3 箇所	3 箇所	4 箇所	4 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
相談支援専門員数	3 人	4 人	6 人	6 人	7 人	7 人	7 人
自立支援協議会開催数	3 回	2 回	2 回	2 回	年 3 回以上	年 3 回以上	年 3 回以上

【実施に関する考え方】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として「にかほ市障がい者基幹相談支援センター」を設置し、身体・知的・精神障がいの総合的な相談業務や権利擁護の推進等を行います。

また、指定特定相談支援事業所に委託している相談支援事業を引き続き実施し、地域の身近な相談機関として、相談支援専門員が福祉サービスの利用支援や必要な情報提供等を行います。今後も生活部会における情報交換や研修等により相談支援の質の向上を図ります。

さらに、障害者自立支援協議会において、基幹相談支援センターや相談支援事業者の運営を評価し、中立・公平性を確保します。

(2) 成年後見制度利用支援事業

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用人数	1 人	0 人	0 人	0 人	2 人	2 人	2 人

【実施に関する考え方】

知的障がい者や精神障がい者が安心して生活できるよう、成年後見制度の利用に係る手続きを支援し、関係費用を負担することで、権利を擁護します。

(3) コミュニケーション支援事業

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
関係機関への手話通訳者配置数		1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
派遣 件数	手話通訳者	126 件	150 件	146 件	120 件	200 件	200 件	200 件
	要約筆記者	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件
	介護人	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため件数が減少している。

【実施に関する考え方】

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいや特定疾患による全身性障がい等により、意志の疎通が困難な方について、通院の外出時等に手話通訳者、要約筆記者、介護人を派遣し、支援を行います。今後は手話通訳者の後継者の養成等も視野に入れながら将来的な有資格者の確保に向けて取り組めます。

(4) 日常生活用具給付等事業

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護訓練支援用具	0 件	0 件	0 件	0 件	3 件	3 件	3 件
自立生活支援用具	3 件	2 件	2 件	8 件	3 件	3 件	3 件
在宅療養等支援用具	2 件	5 件	5 件	0 件	5 件	5 件	5 件
情報・意思疎通支援用具	3 件	1 件	2 件	4 件	5 件	5 件	5 件
排泄管理支援用具	808 件	870 件	844 件	880 件	880 件	880 件	880 件
住宅改修費	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件

【実施に関する考え方】

重度障がい者等の日常生活での不便を解消し、自立した生活を営むことを容易にするため、日常生活用具の給付・貸与を実施します。特に排泄管理支援用具（ストマ用器具や紙おむつ等）の利用者は年々増加しており、利用者の経済的負担の軽減が図られています。

また、現在は給付対象となっていない種目についても、需要に応じて追加することを検討します。

(5) 手話奉仕員養成研修事業

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
講習修了者数	19 人	29 人	27 人	0 人	20 人	20 人	20 人

※令和 2 年度の研修は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

【実施に関する考え方】

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙や手話表現技術を習得した者を養成し、障がい者の日常生活及び社会参加を促します。

(6) 移動支援事業

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用実人数	4 人	5 人	7 人	1 人	3 人	3 人	3 人
利用延べ時間	53 時間	60 時間	25 時間	14 時間	40 時間	40 時間	40 時間

【実施に関する考え方】

事業者へ委託して、全身性障がい者等の生活上必要な外出や社会活動の際に、外出支援（福祉車両の使用および介護人の同行）を行います。

(7) 日中一時支援事業

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施事業所数	6 箇所	5 箇所	6 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
放課後、長期学校休業日、その他日中一時預かり利用者数	19 人	11 人	15 人	14 人	15 人	15 人	15 人

【実施に関する考え方】

事業者へ委託して、障がい者（児）を日中一時的に施設で預かり、障がい者（児）の日中活動の場を確保するとともに、家族の就労を支援し、介護の一時的な負担軽減を図ります。

(8) 自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成事業

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自動車運転免許 取得費助成	0 人	1 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
自動車改造費助成	1 件	0 件	3 件	0 件	1 件	1 件	1 件

【実施に関する考え方】

障がい者の就労等社会参加を促進するため、自動車運転免許取得費または自動車改造費の一部を助成します。

2. 保健・医療支援

(1) 体制の充実

市民の生涯にわたる、こころと体の健康づくりを進めるため、地域保健の提供を図り、各種保健サービスを提供し、身近な地域で容易に医療サービスが受けられるよう、医療機関との連携により医療供給体制の整備を進めます。

(2) 医療費などの助成の実施

障がいのある人の医療費などの助成に取り組みます。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 5 年度
障がいによる福祉医療対象者	1,098 人	1,097 人	1,070 人	1,100 人

※対象者：身体障害者手帳 1～3 級・療育手帳 A 及び 65 歳以上で身体障害者手帳 4～6 級

3. 教育の充実

(1) 障がい児支援の提供体制の確保

障がい児支援の推進については、子育て支援課、健康推進課との連携を強化し、障がいの早期発見、早期対応を図るために、3 歳児・5 歳児健診の際に予防対策や発達障がい等の発見に努めております。また、指導を受けた児童に適切な支援を行うために、年 2～3 回の巡回相談の開催や、毎月 1 回幼児教室「たんぽぽキッズ」を開催し、遊びの支援や社会的スキルトレーニング、保護者に対する養育上の知識、技術の提供及び交流の場を提供していきます。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 5 年度
幼児教室「たんぽぽキッズ」 参加者数	7 人	13 人	15 人	12 人	15 人

子ども・子育て支援法にうたわれている「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」という基本理念のもと、障がいのある子どもとその家族の生活を支援するため、教育、保育等の関係機関と連携し、相談支援体制の強化を図るとともに、障がいの特性や個々の状態にあったサービスが利用できるよう、サービス提供体制の充実を目指します。

にかほ市ネウボラ あのね（子育て世代包括支援センター）

妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援するため、「にかほ市ネウボラ あのね」を金浦保健センター内に開設しています。保健師・助産師・臨床心理士が妊娠期から子育て期までの不安や心配事の相談に応じ、障がいの有無に関わらず、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを強化します。

家庭児童相談室（仁賀保庁舎内）

子育てについての悩みや、子どもの発育・発達、その他さまざまな不安や心配事について、家庭児童相談員が相談に応じています。

（2）保育所等における障がい児の受け入れ状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
保育所	9人	8人	5人	4人	5人
認定こども園	1人	0人	1人	2人	2人
学童保育クラブ	1人	3人	3人	3人	3人

（3）特別支援教育

小中学校では、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するために、「通常学級における指導」「通級による指導」「特別支援学級における指導」を行っています。個別の支援計画に基づいて、学級担任と学習・生活サポートが1人1人の子どもの実態に応じて内容や方法を工夫しています。

早期からの就学支援を進めるために、関係機関と情報交換を行い、実態を把握し、教育相談を行うとともに教育支援委員会を開催し、個々の実態に沿った適切な就学支援を推進していきます。

4. 就労の促進

(1) 就労環境の整備促進

障がいのある人が働くことのできる職場づくりのため、短時間勤務、在宅勤務などの多様な勤務形態など各種就労促進施策が充実するように、企業などに働きかけます。

(2) 就労相談の充実

学校、公共職業安定所、障害福祉サービス事業所などで組織されている、にかほ市障害者自立支援協議会において、職業相談、職場定着への支援について協議していきます。

(3) 地域活動支援センターの整備

障害者団体やボランティア団体など、地域の意見・要望等を参考にしながら、関係機関と連携して事業の実施について取り組みます。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 5 年度
基礎的事業実施数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(4) 更生訓練費助成事業

就労移行支援事業または自立訓練事業の利用者、および身体障害者更生援護施設に入所または通所し更生訓練を受けている低所得者に対して、訓練費を支給します。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 5 年度
実施事業所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所
更生訓練費支給者数	0 人	0 人	0 人	1 人

5. 生活環境整備の促進

(1) 福祉のまちづくりの啓発

福祉のまちづくりについて、市民全体の課題ととらえ、市民の理解を促す必要があり、取り組みが進むよう事業者、市民に対する啓発を推進します。

(2) 住まいづくりの促進

個々の障がいの状況に対応した住宅改造のための施策として、住宅整備資金の貸付事業をはじめ、相談などの支援策を充実させます。

6. その他の支援事業

国の障害者制度改革の動向をみながら、市独自の助成・軽減事業により、サービス利用者の経済的負担の軽減を図ります。

(1) 交通費助成

人工透析通院者など、在宅障がい者（児）の通院・通学・通所・通勤にかかる交通費の一部を市が独自に助成します。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 5 年度
利用人数	54 人	57 人	55 人	60 人

(2) 市独自軽減事業

障害福祉サービスや補装具費支給制度、地域生活支援事業のサービス利用にかかる利用者負担額について、半額を市が独自に負担します。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 5 年度
補装具費支給	9 人	10 人	6 人	10 人
日常生活用具給付	37 人	40 人	36 人	40 人
日中一時支援	13 人	8 人	11 人	15 人

(3) 人工内耳用電池等購入費助成事業

人工内耳を装用する聴覚障がい児に対し、電池等の購入費を一部助成します。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 5 年度
利用実人数	1 人	1 人	0 人	1 人

(4) 在宅知的障害者健康診査事業

生活習慣病の予防及び健康の維持・増進を図るために、健康診査を受ける機会のない在宅知的障がい者の健康診査事業を実施します。(平成 28 年度より実施)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 5 年度
歯科検診事業	10 人	10 人	12 人	25 人
健康診査事業	21 人	29 人	29 人	40 人

(5) 重度障害者移送費給付事業

障がい者の社会参加を図るため、重度障がい者（児）に対し、小型車初乗運賃相当額のタクシー券を助成します。（平成 29 年度より実施）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 5 年度
交付人数	186 人	180 人	170 人	190 人
交付枚数	4,174 枚	4,102 枚	3,842 枚	4,000 枚
利用枚数	1,058 枚	1,417 枚	1,336 枚	1,500 枚

(6) 権利擁護の推進

知的障がい者や精神障がい者が安心して生活できるよう、個々に応じた適切なサービスの選択や契約を進めるために、成年後見制度等の周知を図ります。

(7) 障がい者虐待の防止

障害者虐待防止法により、虐待の予防、早期発見等、迅速な対応を図るために、にかほ市福祉課内に「にかほ市障がい者虐待防止センター」の機能を設け、にかほ市障がい者基幹相談支援センターと連携し、相談・通報を受け付けます。

(8) 障がい者への理解促進及び差別の解消

「障害者差別解消法」及び「秋田県障がい者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」により、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重しあいながら障がいを理由とする差別を解消し、共に生きる社会を目指します。

また、各種講座等に障がい者理解の内容を盛り込む等、障がい者理解の促進に努めます。



7. 精神科病院から移行促進

(1) 精神科病院の入院状況

にかほ市の入院者が多い2病院について、入院の状況、退院者の状況について調査しました。

【65歳未満】

(延べ人数)

年度 項目	平成 29 年度				平成 30 年度				令和元年度			
	入院者数	26 人				12 人				24 人		
退院者数	20 人				12 人				19 人			
退院理由	自宅 へ	転院	死亡	その 他	自宅 へ	転院	死亡	その 他	自宅 へ	転院	死亡	その 他
	12 人	0 人	5 人	3 人	10 人	1 人	1 人	3 人	11 人	3 人	2 人	3 人
退院した 方の入院 期 間	3 ヶ月 以内	1 年 未満	1 年 以上	/	3 ヶ月 以内	1 年 未満	1 年 以上	/	3 ヶ月 以内	1 年 未満	1 年 以上	/
	18 人	2 人	0 人		9 人	3 人	6 人		14 人	5 人	5 人	

【65歳以上】

(延べ人数)

年度 項目	平成 29 年度				平成 30 年度				令和元年度			
	入院者数	69 人				37 人				35 人		
退院者数	65 人				37 人				30 人			
退院理由	自宅 へ	転院	死亡	その 他	自宅 へ	転院	死亡	その 他	自宅 へ	転院	死亡	その 他
	19 人	20 人	9 人	17 人	9 人	9 人	8 人	11 人	10 人	8 人	5 人	7 人
退院した 方の入院 期 間	3 ヶ月 以内	1 年 未満	1 年 以上	/	3 ヶ月 以内	1 年 未満	1 年 以上	/	3 ヶ月 以内	1 年 未満	1 年 以上	/
	32 人	19 人	14 人		20 人	10 人	7 人		18 人	9 人	3 人	

※各年度内（4月1日～3月31日までの間）の入退院者数

にかほ市の現状として、障がい者本人及び家族の高齢化が進んでいます。障がい者本人も精神科病院の入退院を繰り返しており、精神科病院から地域生活に移行するには、受け皿となる移行先の整備が課題としてあげられます。早期退院率に関しては、国の指針を踏まえて目標値を設定しており、入院者の移行先の整備を検討していきます。

8. 福祉から一般就労への移行促進

(1) 就労継続支援事業所から一般就労への移行者数

由利本荘市、にかほ市にある 11 箇所の就労支援移行事業所等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A・B 型）から一般就労へと移行された人数を調査しました。

年度 \ 内容	種類	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 5 年度
年間利用者数	就労継続支援 A 型	3 人	0 人	0 人	0 人
	就労継続支援 B 型	81 人	88 人	99 人	120 人
	自立訓練	7 人	8 人	8 人	10 人
	就労移行支援	—	—	4 人	5 人
内、一般就労移行者数	就労継続支援 A 型	1 人	0 人	0 人	0 人
	就労継続支援 B 型	0 人	0 人	2 人	3 人
	自立訓練	0 人	0 人	0 人	0 人
	就労移行支援	—	—	1 人	2 人

国が定める成果目標にある就労支援移行事業所等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A・B 型）を通じて一般就労への移行者数を、令和元年度実績（3 人）の 1.27 倍以上とすることから、令和 5 年度末の目標値を 3 人と定めます。

第6 計画の管理

本計画は、障がい者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標を共有し、その達成に向けて連携するとともに、推進状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくために、PDCAサイクルを導入する。

PDCAサイクルとは

○さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

障害福祉計画におけるPDCAサイクルのイメージ

基本指針

基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の提示

計画(Plan)

成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量を設定する

改善(Act)

中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の見直し等を実施する

実行(Do)

計画の内容を踏まえ、事業を実施する

評価(Check)

成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら、中間評価として分析・評価を行う